

○栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付要綱

平成29年3月31日

告示第100号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣捕獲の担い手の確保により農作物等被害の防止を図るため、狩猟等に関する免許又は資格を取得した者に対し、その取得に要した経費について、予算の範囲内において、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかの免許又は許可（以下「免許等」という。）を新規で取得した者であること。

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第39条に規定するわな狩猟免許（以下「わな狩猟免許」という。）

イ 鳥獣保護法第39条に規定する第1種銃猟免許（以下「第1種銃猟免許」という。）

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項第1号に規定にする銃砲の所持の許可（以下「銃砲所持許可」という。）

(2) 過去に免許等の取消し処分を受けたことがないこと。

(3) 市の農作物被害防除のための有害鳥獣捕獲活動等に従事する意思があること。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象者が免許等を取得した日の属する年度の4月1日から2月末日までの期間において負担した別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の全額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、対象者が当該対象経費について他の団体等から助成を受けた場合は、当該他の団体等から助成を受けた額を補助金の額から控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、免許等を取得した日の属する年度の2月末日までに、市長に提

出しなければならない。

- (1) 狩猟免許又は銃砲所持許可証の写し
- (2) 対象経費に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
(補助金の交付請求)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象者の区分	対象経費
対象者がわな狩猟免許を取得した者である場合	(1) 鳥獣保護法第41条の規定による狩猟免許の申請（わな狩猟免許に係るものに限る。）に要する

	手数料 (2) 県又は猟友会が主催するわな狩猟免許に係る講習の参加に要する手数料
対象者が第1種銃猟免許を取得した者である場合	(1) 鳥獣保護法第41条の規定による狩猟免許の申請（第1種銃猟免許に係るものに限る。）に要する手数料 (2) 県又は猟友会が主催する第1種銃猟免許に係る講習の参加に要する手数料
対象者が銃砲所持許可を取得した者である場合	(1) 銃刀法第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可の申請に要する手数料 (2) 銃刀法第5条の3第1項の規定による猟銃の取扱いに関する講習の参加に要する手数料 (3) 銃刀法第5条の5第1項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の参加に要する手数料 (4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項の規定による火薬類の譲受の許可の申請に要する手数料

備考 対象経費は、対象者の区分ごとに一の年度においてそれぞれ1回までとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

栗原市長 殿

住所
氏名 印
電話番号

栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付申請書
栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、農作物被害防除のための有害鳥獣捕獲活動等に関して市から従事の要請があった場合には、これに協力することに同意します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 申請額の内訳等

(1) 免許等取得の状況

区分	受講又は取得年月日	備考
講習	年 月 日	
わな狩猟免許	年 月 日	
第1種銃猟免許	年 月 日	
銃砲所持許可	年 月 日	
その他	年 月 日	

(2) 対象経費の支出状況

区 分	対象経費	金 額
わな狩猟免許	(1) わな狩猟免許の申請手数料	円
	(2) わな狩猟免許講習の参加手数料	円
第1種銃猟免許	(1) 第1種銃猟免許の申請手数料	円
	(2) 第1種銃猟免許講習の参加手数料	円
銃砲所持許可	(1) 銃砲所持許可の申請手数料	円
	(2) 猟銃取扱講習の参加手数料	円
	(3) 猟銃操作、射撃技能講習の参加手数料	円
	(4) 火薬類譲受許可の申請手数料	円
合 計		円

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

栗原市長

印

栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付決定額の内訳

区 分	対象経費	金 額
わな狩猟免許	(1) わな狩猟免許の申請手数料	円
	(2) わな狩猟免許講習の参加手数料	円
第1種銃猟免許	(1) 第1種銃猟免許の申請手数料	円
	(2) 第1種銃猟免許講習の参加手数料	円
銃砲所持許可	(1) 銃砲所持許可の申請手数料	円
	(2) 猟銃取扱講習の参加手数料	円
	(3) 猟銃操作、射撃技能講習の参加手数料	円
	(4) 火薬類譲受許可の申請手数料	円
合 計		円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金の交付について、下記の理由により交付しないことに決定したので、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

栗原市長 殿

住 所
氏 名
電話番号
印

栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付請求書
年 月 日付け第 号で交付決定のあった栗原市狩猟免許取得及び
銃砲所持許可取得事業補助金について、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事
業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

フリガナ 金融機関名	
フリガナ 本・支店名	
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
フリガナ 口座名義人	
備考	

様式第5号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

栗原市長

印

栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付決定取消通知書
年 月 日付け第 号で交付決定した栗原市狩猟免許取得及び銃
砲所持許可取得事業補助金については、下記の理由により取り消すことを決定したの
で、栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金交付要綱第8条第2項の規
定により通知します。

記

取消理由

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第6条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第7条関係)
様式第5号 (第8条関係)